

「埼玉県動物指導センター 事業協力ボランティア登録制度」について

【制度の概要】

埼玉県動物指導センターが実施する事業等に協力していただける方をボランティア登録し、活動をしていただく制度です。

活動の種類は、普及啓発部門、動物飼育部門、動物介在活動部門及び子猫育成活動部門（ミルクボランティア）の4つがあります。複数の部門での活動も可能です。

□ 普及啓発部門

「動物愛護フェスティバル」「県民の日施設公開」などの各種啓発イベントのスタッフ、国や県で作成する啓発物の配布スタッフなど、動物指導センターで実施する啓発事業に協力していただくのがこの部門です。

なお、併せて他の部門での活動を希望される方は、この部門での登録が必要です。

□ 動物飼育部門

埼玉県動物指導センターでは、譲渡用の犬や猫、ふれあい用のモルモットなどの小動物、アニマルセラピー活動等に参加する活動犬などの動物を飼養管理しています。そのような動物の餌・水の管理や飼育施設の清掃、トリミングや爪切り、しつけや訓練などに協力していただくのがこの部門です。

□ 動物介在活動部門

「どうぶつふれあい教室」や「どうぶつ愛護教室」など動物指導センターでは活動犬やモルモット等の動物たちを用いた事業を行っています。それらの動物と一緒に活動したり、自らの愛犬を活動犬として一緒に活動するなど、アシスタントとして協力していただくのがこの部門です。

また、御自分の愛犬を活動犬として参加させることもできますが、その場合、活動犬として認定・登録を受ける必要があります。

□ 子猫育成活動部門

埼玉県動物指導センターに収容される猫のうち、多くは授乳期の子猫です。1頭でも多く子猫を譲渡できるよう、生後1カ月程度の子猫を離乳までご自宅で育成していただく部門です。

【ボランティア登録要件】

- ① 18歳以上（高校生を除く）で県内在住の人
- ②活動に意欲と見識、責任感を持って参加し、他のボランティアと協調できる人
- ③動物を適正に飼養管理している人や動物の習性・生理・生態を理解している人
- ④埼玉県動物指導センターの事業を理解し、事業活動に協力する意志がある人



【活動犬の要件】

- ①健康で清潔に管理された室内飼育の犬であること
- ②ハンドラー（飼い主）ご自身が家庭で飼育している犬であること
- ③体罰を使わない人道的な方法で教育されており、ハンドラー（飼い主）ご自身で基本的なトレーニングが出来ていること
- ④人に触られる事を喜び、他の犬に友好的な(又は無視できる)犬であること
- ⑤むやみに吠えない、噛まない、トイレトレーニングができていること
- ⑥大きな音や物陰に過剰に反応しない犬であること
- ⑦活動を楽しめる犬であること

☆活動犬になるには、『活動犬養成教室』に参加し、『認定審査』に合格後、活動犬として登録を受けて初めて活動に参加できるため、通常半年から1年かかります。

★飼い犬の性質によっては、『活動犬養成教室』などを経ても、活動犬になれない場合もあります。



【ボランティアの委嘱等】

養成講習会を受講した後、面談を受け、登録要件を満たしていると認められれば、事業協力ボランティアとして埼玉県動物指導センター所長から委嘱されます。委嘱期間は3年以内となります。

委嘱を受けたボランティアは、自分が活動したい部門研修を受けた後、各部門に登録され、その後活動に参加していただくことになります。

登録後も定期的に養成教室や研修会を実施しますので、積極的な参加をお願いします。

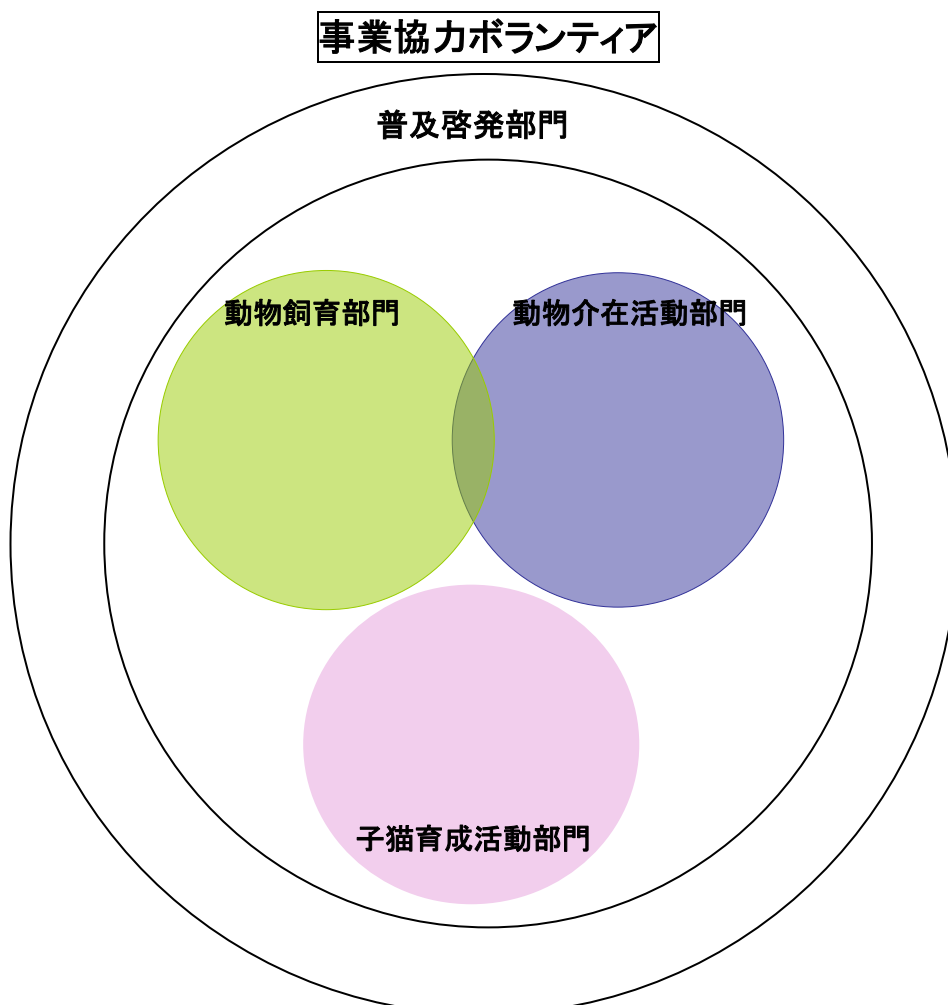
【ボランティアの解嘱】

事業協力ボランティアとして信用を失墜させる行為や適格性を欠く等の行為があった場合は、任期中であっても委嘱を解く場合があります。

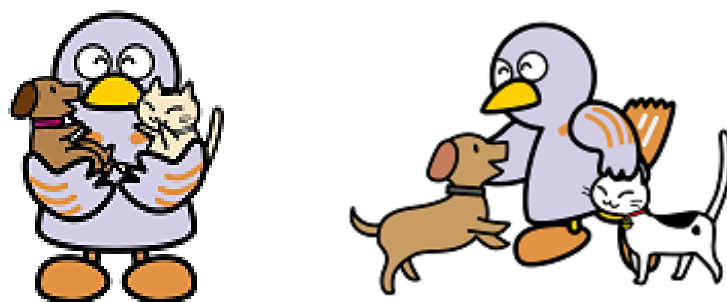
【ボランティア保険】

埼玉県動物指導センターの事業活動中における不慮の事故等（自主的活動中の事故は除きます。）に備えて、ボランティア保険に加入していただきます。

〔*加入の事務手続き（費用含む）は県で行います。〕



埼玉県動物指導センターの事業に協力を希望する方や
ワンちゃん(飼い主さん・ハンドラーさん)は
ぜひ、ご相談ください。



☆ご相談・問い合わせ先

○ 埼玉県動物指導センター

〒360-0105 埼玉県熊谷市板井123

TEL 048-536-2465

FAX 048-536-0800

メール k362465@pref.saitama.lg.jp

○ 埼玉県動物指導センター 南支所

〒338-0813 さいたま市桜区在家473

TEL 048-855-0484

FAX 048-855-3583

メール k36246a@pref.saitama.lg.jp